

発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示

(平成十二年八月二日)

(通商産業省告示第四百七十九号)

(最終改正：令和四年十二月十四日)

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）第三十七条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示を次のように定め、平成十二年八月二日から施行する。なお、平成九年通商産業省告示第百六十九号（発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示）は平成十二年八月一日限りで廃止する。

発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示

（液化ガス設備のうち離隔距離を定める設備）

第一条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号。以下「省令」という。）第三十七条第二項の告示で定める設備は、次の各号に掲げる設備とする。

- 一 液化ガス用貯槽
- 二 液化ガス用気化器
- 三 ガスホルダー
- 四 冷凍設備
- 五 液化ガス用ポンプ
- 六 ガス圧縮機（最高使用圧力が一メガパスカル以上のものに限る。）

（保安物件）

第二条 省令第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項、第三十六条の二第二項及び第五十五条第二項の別に告示する物件は、第三項に規定する保安物件とする。

- 2 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二条第一項第二十二号の特定製造事業所に該当する発電所（以下「特定発電所」という。）に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備に係る省令第三十七条第二項の別に告示する物件は、次に掲げるもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第一種保安物件」という。）及びこれら以外の建築物であって、住居の用に供するもの（発電所構内に存するものを除く。以下「第二種保安物件」という。）とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
 - 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院
 - 三 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であって、収容定員三百人以上のもの
 - 四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであって、収容定員二十人以上のもの
 - 五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建築物
 - 六 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設
 - 七 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
 - 八 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であって、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- 3 特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）に係る省令第三十七条第二項の別に告示する物件は、第一種保安物件及び第二種保安物件から保安のための宿直施設を除いたもの（以下「保安物件」という。）とする。

(容器置場に係る離隔距離)

第三条 省令第二十三条の二第二項、第二十九条の二第二項及び第三十六条の二第二項の別に告示する距限は、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第四十二号ハに規定する距限とする。ただし、同号ハの表（イ）及び（ロ）に掲げる容器置場については、同号二に規定する障壁を設ける場合に限る。

(液化ガス設備に係る離隔距離)

第四条 省令第三十七条第二項の別に告示する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）以外の設備については、第一種保安物件に対しては次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第一種保安物件との限隔距限以上、第二種保安物件に対しては同表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力及びガス又は液化ガスの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第二種保安物件との限隔距限以上とする。ただし、当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に限る。）の全部を地盤面下に埋設し又は当該設備（常温の液化石油ガス貯槽に限る。）に防火上及び消火上有効な能力を有する水噴霧装臍等を設け、かつ、厚さが十二センチメートル以上、高さが一・八メートル以上の鉄筋コンクリート製又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設ける場合は、それぞれかつこ内の数値まで減ずることができる。

貯蔵能力又は処理能力 (ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラムを単位とする。)		第一種保安物件との離隔距離 (メートルを単位とする。)	第二種保安物件との離隔距離 (メートルを単位とする。)
一万未満	L ₁	$12\sqrt{2}$ ($9.6\sqrt{2}$)	$8\sqrt{2}$ ($6.4\sqrt{2}$)
	L ₂	$8\sqrt{2}$	$5.4\sqrt{2}$
	L ₃	$5.4\sqrt{2}$	$3.6\sqrt{2}$
一万以上五万二千五百未満	L ₁	$0.12\sqrt{X+10000}$ ($0.096\sqrt{X+10000}$)	$0.08\sqrt{X+10000}$ ($0.064\sqrt{X+10000}$)
	L ₂	$0.08\sqrt{X+10000}$	$0.054\sqrt{X+10000}$
	L ₃	$0.054\sqrt{X+10000}$	$0.036\sqrt{X+10000}$
五万二千五百以上九十九万未満	L ₁	30(24) ただし、低温貯槽にあつては、 $0.12\sqrt{X+10000}$	20(16) ただし、低温貯槽にあつては、 $0.08\sqrt{X+10000}$

	L ₂	20	13.4
	L ₃	13.4	8.9
九十九万以上	L ₁	30(24) ただし、低温貯槽にあっては、120	20(16) ただし、低温貯槽にあっては、80
	L ₂	20	13.4
	L ₃	13.4	8.9

(備考) X は、当該機器の貯蔵能力又は処理能力

L₁ は、可燃性ガス、可燃性液化ガス、毒性ガス又は毒性液化ガス

L₂ は、酸素又は液化酸素

L₃ は、その他のガス又は液化ガス

- 2 省令第三十七条第二項の別に告示する距離は、特定発電所に属する設備（毒性ガス又は毒性液化ガスを通ずるものに限る。）については、次の表の上欄に掲げる貯蔵能力又は処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。

貯蔵能力又は処理能力（ガスにあっては立方メートル、液化ガスにあってはキログラムを単位とする。）	離隔距離（メートルを単位とする。）
千未満	$80 + 4\sqrt{10}$
千以上一万未満	$80 + 0.4\sqrt{X}$
一万以上	120

(備考) X は、当該機器の貯蔵能力又は処理能力

- 3 前二項に規定する貯蔵能力は、貯槽にあっては第一号に掲げる計算式、ガスホルダーにあっては第二号に掲げる計算式により計算した値とする。

一 $X = CWV_1$

X は、貯槽の貯蔵能力（キログラムを単位とする。）

C は、〇・九（低温貯槽にあっては、その幾何容積に対する液化ガスを貯蔵する部分の容積の比の値）

W は、貯槽の通常の使用状態での温度における液化ガスの液密度（キログラム毎立方メートルを単位とする。）

V₁ は、幾何容積（立方メートルを単位とする。）

二 $X = (10P + 1)V_2$

X は、ガスホルダーの貯蔵能力（立方メートルを単位とする。）

P は、最高使用圧力（メガパスカルを単位とする。）

V₂ は、幾何容積（立方メートルを単位とする。）

- 4 第一項及び第二項に規定する処理能力は、液化ガス用気化器又はガス圧縮機にあ

っては、それぞれ一日に処理することができるガス量を標準状態に換算した値（立方メートルを単位とする。）、液化ガス用ポンプにあつては、一日に処理することができる液化ガスの処理量（液化ガスの通常の使用状態での温度における処理量をいい、キログラムを単位とする。）

（ガス化炉設備に係る離隔距離）

第五条 省令第五十五条第二項の別に告示する距離は、次の表の上欄に掲げるガスのじょ限量及び同表中欄に掲げる処理能力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる離隔距離以上とする。

ガスのじょ限量	処理能力（立方メートルを単位とする。）	離隔距離（メートルを単位とする。）
百万分の一以下	千未満	$90 + 4\sqrt{10}$
	千以上一万未満	$90 + 0.4\sqrt{X}$
	一万以上	130
百万分の一超え百万分の五十以下	千未満	$80 + 4\sqrt{10}$
	千以上一万未満	$80 + 0.4\sqrt{X}$
	一万以上	120
百万分の五十超え百万分の二百以下	千未満	$70 + 4\sqrt{10}$
	千以上一万未満	$70 + 0.4\sqrt{X}$
	一万以上	110

（備考）Xは、当該機器の処理能力

2 前項に規定する処理能力は、一日に処理することができるガス量を標準状態に換算した値（立方メートルを単位とする。）

附 則 （平成一九年三月三〇日経済産業省告示第一〇四号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの告示による改正後の発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示第二条第一項第四号の規定の適用については、この規定中「若しくは同条第二十二項の福祉ホーム」とあるのは、「、同条第二十二項の福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、附則第四十八条若しくは附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営

をすることができることとされた附則第四十一条第一項の身体障害者更生援護施設、附則第四十八条の精神障害者社会復帰施設若しくは附則第五十八条第一項の知的障害者援護施設」とする。

附 則 （平成二五年三月二九日経済産業省告示第七二号）

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二六年三月一七日経済産業省告示第五〇号）

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年九月二九日経済産業省告示第二一一号）

この告示は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める部分、第二条中「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第二十一条第一項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分並びに第四条中別表第一第四号の改正規定（「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分に限る。）並びに別表第二第六号及び別表第三第四号の改正規定（「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律第二条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項（第四号を除く。）」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分及び「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二八年四月一日経済産業省告示第一二〇号）
この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日経済産業省告示第六六号）
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年十二月十四日経済産業省告示第二百号）
（施行期日）

1 この告示は、令和四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に設膳され、又は設膳のための工事に着手している電気工
作物については、なお従前の例による。